

人事行政の運営などの状況

大阪狭山市職員の給与、職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、次のとおり公表します。この公表は、「地方公務員法」および「大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市における人事行政の運営などの状況を市民の皆さんにお知らせすることにより、その公正性と透明性を一層高めることを目的としています。

問い合わせ 人事グループ

職員の任免や職員数などの状況

1. 職員の採用・退職の状況

	区分	合計	一般行政職	福祉職	税務職	教育職	消防職	技能労務職	企業職	看護・保健職
採用者数	平成30年4月1日～平成31年3月31日	27人	16人	—	2人	3人	3人	—	3人	—
	平成31年4月1日	11人	9人	—	—	—	—	—	1人	1人
退職者数	平成30年4月1日～平成31年3月31日	21人	13人	1人	3人	2人	1人	1人	—	—

2. 職員数の推移（各年度4月1日現在）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
職員数	417人	415人	413人	420人	418人	421人	425人	424人

3. 職員の退職管理の状況（令和元年10月31日現在）

職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、届け出があった件数

対象	平成30年度退職者数	件数
課長級以上の職員	8人	3件

4. 定員管理の状況

大阪狭山市定員管理方針に基づき、平成28年度からの5年間ににおいて、消防職の定数を除いた349人をベースに、再任用制度の効率的な運用や、職員の年齢構成を平準化するための弾力的な対応を行いながら、中長期的な将来を見据えた適正な定員管理に努めています。

職員の給与の状況

大阪狭山市職員（特別職を含む）の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づき、生計費、国およびほかの地方公共団体の職員の給与、民間事業の従業者の給与などを考慮して定められています。給与の種類や支給額などは、具体的には、「一般職の職員の給与に関する条例」などで定められており、条例などに基づいて支給された給与の状況は次のとおりです（なお、ここに記載する給与などは、すべて税や各種保険料を引く前の額で、いわゆる手取額ではありません）。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口 平成31年3月31日現在	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）※	人件費率（B／A）	（参考）平成29年度人件費率
58,516人	19,850,713千円	466,291千円	3,644,664千円	18.4%	19.3%

※退職手当、特別職に支給される給料・報酬などを含む

2. 職員給与と費の状況（普通会計決算）

職員数（A）※1	給与と費				1人当たり給与と費（B／A）
	給料	職員手当 ※2	期末・勤勉手当	計（B）	
382人	1,370,768千円	456,922千円	632,471千円	2,460,161千円	6,440千円

※1. 平成30年4月1日現在の普通会計に属する人数

※2. 退職手当を含まない

3. ラスパイレス指数 ※1の状況（各年4月1日現在）

区分	平成25年（A）	参考値 ※2	平成30年（B）	比較（B－A）
大阪狭山市	107.9%	99.7%	100.1%	△7.8%
全国市平均	106.6%	98.5%	99.1%	△7.5%
類似団体平均 ※3	105.8%	97.8%	98.6%	△7.2%

※1. 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

※2. 国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特別措置法による措置がないとした場合の平成25年の値（減額前）

※3. 人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの

4. 職員の平均給料月額・平均給与月額および平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額※
一般行政職	39.3歳	305,092円	434,770円
技能労務職	49.6歳	355,636円	464,982円

※給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、居住手当、時間外勤務手当などの諸手当の額の合計

5. 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		大阪狭山市	国
一般行政職	大学卒	187,200円	180,700円
	高校卒	158,300円	148,600円

6. 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	主幹・課長補佐	課長	次長	部長		
職員数	25人	25人	47人	47人	37人	29人	5人	12人	227人	
構成比	11.0%	11.0%	20.7%	20.7%	16.3%	12.8%	2.2%	5.3%	100.0%	
参考	1年前の構成比	7.9%	11.9%	22.0%	16.8%	17.6%	15.4%	2.2%	6.2%	100.0%
	5年前の構成比	5.8%	15.2%	10.3%	29.5%	15.6%	13.4%	2.7%	7.5%	100.0%

7. 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当 【1】内は、再任用職員に係る支給割合

大阪狭山市		国
1人当たり平均支給額（平成30年度）1,701千円		—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 〔1.45〕月分		（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 〔1.45〕月分 勤勉手当 1.85月分 〔0.9〕月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 5～20% ・管理職加算 10～25%

問い合わせ 保育・教育グループ

1 保育士・幼稚園教諭など

職種 ①保育士（兼幼稚園教諭市立こども園）、②保育活動支援員（幼稚園などでの障がい児保育支援を含めた保育活動の補助）
採用予定人数 いずれも4人程度 **応募資格** ①保育士資格および幼稚園教諭免許を持つ人、②幼稚園教諭免許を持つ人 **試験日** 22日（日） ※時間は別途通知 **試験会場** 市役所 **申し込み** 市役所保育・教育グループで配布する募集要項を確認し、2日（月）～11日（水）に保育・教育グループへ直接 ※日曜日を除く、7日（土）は午前中のみ受け付け。募集要項は市ホームページからもダウンロード可

2 学校勤務職員

職種 ①看護師（特別学びの支援員）、②支援員（学びの支援員）、③フリースクールみらいの指導員、④ALT（外国語指導助手） **採用予定人数** ①③④1人程度、②5人程度 **試験日** ①17日（火）、②令和2年1月10日（金）、③19日（水）、④令和2年1月15日（水） ※時間は別途通知 **試験会場** 市役所 **申し込み** 市役所学校教育グループで配布する募集要項を確認し、①6日（金）まで、②18日（水）まで、③2日（月）～11日（水）、④2日（月）～13日（金）に学校教育グループへ直接 ※土・日曜日、祝日など休日を除く。募集要項は市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ 学校教育グループ

8. 特別職の報酬などの状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料・報酬など(月額)		区分		給料・報酬など(月額)	
給料 ※	市長	810,000円	900,000円	報酬	議長	551,000円	
	副市長	減額後 684,000円	減額前 760,000円		副議長	494,000円	
	教育長	630,000円	700,000円		議員	475,000円	
地域 手当	市長 副市長 教育長	(平成30年度支給割合) 11%					
期末 手当	市長 副市長 教育長	(平成30年度支給割合) 4.10月分		期末 手当	議長 副議長 議員	(平成30年度支給割合) 4.10月分	
退職 手当 ※	市長 副市長 教育長	算定方式 給料月額×38/100×在職月数 給料月額×26/100×在職月数 給料月額×17/100×在職月数		支給時期		任期ごと 任期ごと 任期ごと	

※減額措置あり

9. 公営企業職員（上下水道事業）の状況

①水道事業 職員給与と費の状況（平成30年度決算）

総費用（A）	純増益または実質収支	職員給与と費（B）※	総費用に占める職員給与と費率（B／A）	（参考）平成29年度の総費用に占める職員給与と費率
1,087,349千円	94,633千円	86,516千円	8.0%	7.5%

※資本的勘定支弁職員分（17,458千円）を含まない

職員数（A）※1	給与と費				1人当たり給与と費（B／A）
	給料	職員手当 ※2	期末・勤勉手当	計（B）	
15人	59,029千円	16,686千円	28,259千円	103,974千円	6,932千円

※1. 平成31年3月31日現在の人数 ※2. 退職手当を含まない

②下水道事業 職員給与と費の状況（平成30年度決算）

総費用（A）	純増益または実質収支	職員給与と費（B）※	総費用に占める職員給与と費率（B／A）	（参考）平成29年度の総費用に占める職員給与と費率
1,518,438千円	48,160千円	25,065千円	1.7%	1.8%

※資本的勘定支弁職員分（33,080千円）を含まない

職員数（A）※1	給与と費				1人当たり給与と費（B／A）
	給料	職員手当 ※2	期末・勤勉手当	計（B）	
9人	33,492千円	9,661千円	14,993千円	58,146千円	6,461千円

※1. 平成31年3月31日現在の人数 ※2. 退職手当を含まない

分限処分・懲戒処分の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

地方公務員法第28条に基づく分限処分および同法第29条に基づく懲戒処分の状況

処分の種類	免職	停職	減給	戒告	降任	休職
分限処分	0人	—	—	—	0人	5人
懲戒処分	1人	0人	1人	0人	—	—

公平委員会の状況

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により設置され、その権限は同法第8条第2項において次のとおり定められています。

①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置をとること

②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決または決定をすること

●公平委員会の業務の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する審査請求の状況	1件

●不利益処分に関する審査請求の状況

平成29年度未係属件数	平成30年度		令和元年10月31日現在係属件数
	請求件数	最終件数	
0件	1件	0件	1件

SNS { facebook LINE }でも情報発信中

大阪狭山市公式SNSでは、イベントや災害情報のほか、採用関係の情報もお届けしています。

友だち登録はこちらから

f

QRコード

LINE

QRコード

問い合わせ 広報・魅力発信グループ



05 広報おさかさやま 2019.12

04 広報おさかさやま 2019.12

年末年始の業務案内

■戸籍の届け出

出生届・婚姻届・死亡届などの戸籍届は、年末年始の休業期間中も市役所(宿直室)で受け付けます。

■印鑑登録の申請

印鑑登録をしていない人で、印鑑登録証明書が年内に必要な人は、13日(金)までに登録申請をしてください。

問い合わせ 市民窓口グループ

■小児休日急病診療

29日(日)～令和2年1月3日(金)の中学生までの子どもの休日急病診療は、富田林病院で受け付けます。詳しくは、ページを確認してください。15歳以上の人は、消防本部に問い合わせてください。

問い合わせ 保健センター

■粗大ごみの収集

27日(金)まで収集します。年始は令和2年1月6日(月)から平常日程で収集しますので、水・木・金曜日の収集区域については、収集が1週遅れます。収集日以外に間違えてごみを出す、周辺の皆さんに迷惑がかかります。必ずページの粗大ごみ収集日程表を確認してください。

■燃えるごみの収集

31日(火)まで収集します。年始は令和2年1月4日(土)から平常日程で収集します。各区域の収集最終日と開始日は次のとおりです。

収集日	収集最終日	収集開始日
月・木曜日	30日(月)	6日(月)
火・金曜日	31日(火)	7日(火)
水・土曜日	28日(土)	4日(土)

■し尿くみ取り

27日(金)まで収集します。年始は令和2年1月6日(月)から収集します。

■南河内環境事業組合へのごみの持ち込み

年末は27日(金)まで、年始は令和2年1月6日(月)から持ち込めます。

■せん定した庭木や葉の出し方について

細いせん定枝や葉など半透明の袋に入る場合は、燃えるごみの日にもえるごみ専用シールを貼って出してください。太い枝など(直径15～25cm程度)までは150cm程度に切りそろえ、ひもなどで束ねて、粗大ごみの日に「粗大ごみ専用シール」を貼って出してください。

問い合わせ 生活環境グループ

■自転車駐車場

自転車駐車場は、年末年始も業務を行います。

■放置自転車等保管所

年末は27日(金)まで、年始は令和2年1月6日(月)から業務を行います。

■市循環バスの運行

年末年始も運行します。

問い合わせ 土木グループ

■下水道のトラブル

下水管が詰まった場合は、大阪狭山下水道管路サービス(☎365・9511)へ連絡してください。年末年始も受け付けます。府営住宅やマンションなどの中高層集合住宅は、各管理会社へ連絡してください。

問い合わせ 下水道グループ

■水道の修理

水道の修理は(有)酒井工業所(☎365・5007)へ連絡してください。年末年始も受け付けます。府営住宅やマンションなどの中高層集合住宅は、各管理会社へ連絡してください。

問い合わせ 上水道グループ

■水道の開閉栓

28日(土)～令和2年1月5日(日)に、引越などなどで水道の開閉栓が必要な場合は、25日(火)までに連絡してください。

問い合わせ 上下水道部お客様センター

■犬・猫の引取業務

どうしても飼っていることができなかった場合、犬・猫を引き取ります(有料)。まずは新しい飼い主を探してください。

■負傷動物の引取業務

道路などで負傷・衰弱した動物の引き取りを行っています。いずれも、引き取り最終日は27日(金)で、年始は令和2年1

主な公共施設の年末年始業務日程

	●は休業日、または施設を利用できない日 ◎は土曜開庁日(開庁時間/午前9時～午後0時)
市役所一般業務	28日(土)
ニュータウン連絡所	29日(日)
上下水道部一般業務	30日(月)
上下水道部お客様センター	31日(火)
市立コミュニティセンター	1日(祝)
ぼっばえん子育て支援センター	2日(木)
UPつば 子育て支援・世代間交流センター	3日(金)
市立公民館	4日(土)
図書館	5日(日)
狭山池博物館・郷土資料館	
社会教育センター	
きらっとびあ男女共同参画推進センター	
市民活動支援センター	
地域包括支援センター・基幹相談支援センター・生活サポートセンター・権利擁護センター・就労準備支援センター	
SAYAKAホール(文化会館)	
市民ふれあいの里	
さやま荘老人福祉センター	
さつき荘(心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター)	
保健センター	
富田林保健所	
小児休日急病診療(富田林病院)	
総合体育館・市民総合グラウンド・野球場・青少年運動広場・池尻体育館・テニスコート・ふれあいスポーツ広場	
社会福祉協議会	
シルバー人材センター	
粗大ごみ収集	
燃えるごみ収集	
市循環バス	
放置自転車等保管所	

◎開庁しているグループなど
税務グループ、債権管理グループ、福祉グループ、高齢介護グループ、保険年金グループ、市民窓口グループ、社会教育・スポーツ振興グループ、子育て支援グループ、保育・教育グループ、放課後子ども支援グループ、出納室、上下水道部お客様センター(取り扱いえない業務もありますので事前に問い合わせてください)

年末年始の粗大ごみ収集日程

12月	1月	収集区域(着色部分 は1月の収集日に変更がある区域です)
第1月曜日	第1月曜日	池之原、山本、岩室二丁目の一部
第1火曜日	第1火曜日	大野台五丁目、西山台一丁目、グミヒルズ、茱萸木四丁目の一部
第1水曜日	第2水曜日	茱萸木五～七丁目、スカイハイツ、ハロータウン金剛、東茱萸木一～四丁目(国道310号沿い)
第1木曜日	第2木曜日	狭山一～四丁目、半田六丁目(北村)、フォンターナ狭山遊園前、さやま遊園ランドハイツ
第1金曜日	第2金曜日	大野台一丁目、茱萸木六丁目の一部
第2月曜日	第2月曜日	オリエント狭山アーバンコンフォート、さやまハイタウン、西山台四丁目1・2番(府営住宅1～21棟)
第2火曜日	第2火曜日	大野台七丁目、ガーデンハイム狭山、西山台五丁目(公団住宅)、西山台六丁目、今熊四丁目の一部[グリーンタウン西山台(エクセレントヒル)、ディートピア狭山あまの台]
第2水曜日	第3水曜日	大野、茱萸木八丁目、東茱萸木一～四丁目(国道310号沿いを除く)
第2木曜日	第3木曜日	今熊二丁目、ヴィラナリー狭山(大野台公団)、茱萸木一～四丁目(グミヒルズを除く)
第2金曜日	第3金曜日	今熊一・三～七丁目、岩室、グリーンコーポ、西山台三丁目
第3月曜日	第3月曜日	半田一～五丁目(東村・川向・前田・浦之庄)、パークホームズ、ライブタウン金剛
第3火曜日	第3火曜日	大野台六丁目、西山台二丁目
第3水曜日	第4水曜日	大野台四丁目、西山台四丁目3番(府営住宅22～44棟)
第3木曜日	第4木曜日	金剛一・二丁目、狭山コーポ、セザール狭山、南海シティコート金剛、遊園ハイツ、レークハイツ
第3金曜日	第4金曜日	東野
第4月曜日	第4月曜日	池尻北一・二丁目、狭山五丁目、東池尻
第4火曜日	第4火曜日	大野台二丁目、狭山ハウス
第4水曜日	第5水曜日	大野台三丁目、狭山グロリアスヒルズ、ライオンズマンション(大阪狭山・金剛)
第4木曜日	第5木曜日	池尻中三丁目、池尻自由丘一～三丁目
第4金曜日	第5金曜日	池尻中一・二丁目、ファインキャピタル

問い合わせ 生活環境グループ

消防出初式

とき 令和2年1月12日(日)午前10時から
ところ さやか公園
内容 消防演技、一斉放水など
問い合わせ 消防本部

成人式

とき 令和2年1月13日(祝)午前11時～11時55分受け付けは午前10時30分から
ところ SAYAKAホール・大ホール ※会場周辺道路での駐停車は係員の誘導に従ってください
対象 12月1日現在、市の住民基本台帳に記録されている平成11年4月2日～平成12年4月1日に生まれた人(対象者には今月上旬に案内状を送ります)
内容 式典 ※手話通訳があります
問い合わせ 社会教育・スポーツ振興グループ

総合計画審議会・総合戦略策定委員会市民委員を募集

市では、令和３年度からのまちづくりの指針として「第五次大阪狭山市総合計画」の策定に向けた取り組みを進めています。総合計画に市民の意見を反映させ、市民との協働によるまちづくりを推進するため、大阪狭山市総合計画審議会に市民委員として参画できる人を募集します。なお、総合計画審議会市民委員には、まち・ひと・しごと創生法に規定されている大阪狭山市総合戦略の策定委員会の委員としても参画していただきます。

応募資格 次のすべての要件に該当する人
 ①大阪狭山市に居住・通勤・通学または活動している（ボランティア活動・市民活動をするなど）18歳以上の人（20歳未満の人は、保護者の承諾が必要）、②市のまちづくりに対して意欲と熱意のある人、③令和３年３月31日まで

に10回程度開催する会議に参加できる人、④市の職員または市議会議員でない人
任期 令和２年３月～令和３年３月予定
報酬 会議の開催１回につき70000円
募集人数 3～5人程度
委員会の内容 第五次大阪狭山市総合計画などの策定に向けた助言や意見交換、方向性や具体案の審議や検討
応募方法 市役所企画グループ、市民活動支援センター、ニュータウン連絡所で配布する応募用紙を２日（月）～20日（金）に〒589-8501大阪狭山市役所企画グループ ※消印有効。ファクシミリ FAX 367-1254）、電子メール（kkaku@city.osakayama.osaka.jp）または直接も可。提出書類は返却しません。応募用紙は市ホームページからもダウンロード可
問い合わせ 企画グループ

初期消火者2人に感謝状贈呈



令和元年9月に半田地区で発生した建物火災において、狭山南半田郵便局職員の夏井悠飛さん（写真右）と木畑修一さん（写真左）の両名が、消火器により有効適切な初期消火を実施しました。市消防本部は、両名の冷静沈着な行動で延焼拡大による被害が最小限にとどめられたことから、11月11日に消防長から感謝状を贈呈しました。

問い合わせ 消防本部

本人通知制度が利用できます

「本人通知制度」とは、住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人などに交付したときに、交付した事実を事前に登録をした人に対して通知する制度です。交付事実を通知することで、不正請求や不正取得があった場合の早期発見、個人情報 の不正使用防止や事実関係の早期究明が可能になり、不正請求を抑止する効果が期待されます。

利用を希望する人は、事前に本人または法定代理人が、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、写真付き住民基本台帳カードなどの本人確認書類（代理人の場合は代理権

都市計画公聴会を開催

大阪府は、南部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針変更案の作成にあたり公聴会を開催します（説明会ではありません）。案の概要は市役所都市計画グループでも閲覧できます。

とき 令和２年１月20日（月）午後２時から
ところ 大阪府庁別館・都市計画室分室（大阪市中央区大手前／大阪メトロ谷町線「谷町四丁目駅」下車）
申し込み 11日（水）～25日（水）に、公述希望者は公述申出書（大阪府ホームページからダウンロード可）を、傍聴希望者ははがきに住



所・名前・電話番号を書いて、〒540-8570大阪府都市整備部都市計画室画推進課。電子メール（keikakusuishin@sbx.pref.osaka.lg.jp）も可。
問い合わせ 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 ☎06-6944-6776

マイナンバーカードの申請はお早めに

マイナンバーカード（個人番号カード）は、申請から交付まで1～2か月かかります。e-Taxなどに利用する予定のある人は、早めに申請してください。すでに送付している通知カードに同封された申請書を紛失した場合や、申請書に記載された名前や住所、在留期間などが現在と異なる場合は、市役所市民窓口グループへ問い合わせてください。

■マイナンバーカードの利用例

e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの各種サービスで利用できるほか、顔写真付きのIC カードは公的な本人確認書類（身分証明書）として利用できます

■マイナンバーカードの申請方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請できます。詳しくは、ホームページ「マイナンバーカード総合サイト」を確認するか、問い合わせください

■マイナンバーカードの交付手順

申請後1～2か月で送付する交付通知書（はがき）が届いたら、右表の必要書類を持って、月～金曜日、第1・第3土曜

問い合わせ 市民窓口グループ

放課後児童会入会児童募集

■入会児童募集

来年４月から放課後児童会に入会を希望する児童の保護者は、次の要領で申し込んでください。現在、放課後児童会に在籍中の児童が、引き続き入会を希望する場合も、新たに申し込みが必要です。

対象 市内に住んでいて、来年４月に小学１～６年生になる児童
入会基準 保護者が次のいずれかに該当し、放課後に家庭にいない日が週３日以上あること
①昼間、居宅以外で働いている場合、②昼間、居宅内で児童と離れて働いている場合、③病気などの場合、④その他の事情により児童を保育することが困難な場合
申し込み ９日（月）から市役所放課後こども支援グループ、ニュータウン連絡所、ぽっぽえん（子育て支援センター）、ＵＰっぴ（子育て支援・世代間交流センター）で配布する入会申込書を令和２年１月６日（月）

問い合わせ 放課後こども支援グループ

宝くじの助成金を活用

（一財）自治総合センターのコミュニティ助成事業による助成金を受け、前田地区会がだんじりの水引幕などを新調購入しました。市では、コミュニティ活動を活発なものとするため、今後もこの宝くじ助成金を役立てていきます。

問い合わせ 市民協働推進グループ